

住民税非課税世帯等に対する 臨時特別給付金（10万円/1世帯）のご案内

受給には手続きが必要です

- 住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金（1世帯あたり10万円）は、住民税均等割非課税世帯や令和3年1月以降に新型コロナウイルス感染症の影響で家計急変のあった世帯を支援する新たな給付金です。
- 給付金を受給するためには、手続きが必要です。

給付金の支給額

1世帯あたり10万円

給付金の支給時期

役場が確認書(または申請書)を受理した日から1～2か月後が目安です。

支給対象と申請の有無

支給対象となる世帯（いずれかにあてはまる世帯）

世帯全員の令和3年度
「住民税均等割が非課税」
の世帯

令和3年1月以降の収入が
減少し **「住民税非課税相当」**
の収入となった世帯(家計急変世帯)



支給対象と思われる世帯には、
確認書を送付します（要返送）
※一部申請が必要な場合があります

令和3年12月10日時点で住民登録のある
市区町村から確認書が送付されます。

詳しくは裏面「I」へ

申請が必要です

**申請期間：令和4年3月22日（火）
～令和4年9月30日（金）**

申請時点で住民登録のある市区町村
に申請してください。

【申請様式の入手】
①吉見町役場 長寿福祉課 窓口（庁舎1階4番）
②吉見町ホームページ

詳しくは裏面「II」へ



支給手続きや支給要件の詳細は裏面をご確認ください。

給付金の支給手続き

I 令和3年度住民税（均等割）が非課税の世帯

確認書で支給を受けられる世帯

- 支給対象と思われる世帯に、給付内容や確認事項が書かれた「確認書」を送付しておりますので、確認書を作成し、**発行日から3か月以内に返送してください。**

申請により支給を受けられる世帯（非課税世帯として確認できる世帯）

- ・世帯員の中に令和3年1月2日以降に転入した方がいる世帯（確認書が届かない世帯）
- ・世帯員全員が未申告の世帯
- ・住民登録上の世帯と分割した世帯として確認できる世帯（DV等避難者）
- ・特定の居住地を持たず基準日の翌日以降に住民登録された世帯

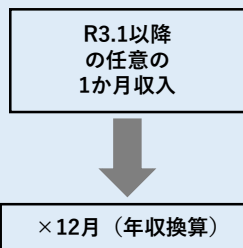


- 給付金を受け取るには、**申請が必要**です。
- 申請書に必要事項を記入して、添付書類と一緒に役場の担当窓口へ、直接または郵送でご提出ください。【送付先】〒355-0192 吉見町大字下細谷4 1 1 番地 吉見町役場 長寿福祉課 福祉係 宛

II 新型コロナウイルス感染症の影響で収入が減少し、世帯全員が住民税非課税相当※となった世帯(家計急変世帯)

※ 住民税非課税相当とは、世帯員全員のそれぞれの年収見込額（令和3年1月以降の任意の1か月収入×12倍）が町民税均等割非課税水準以下であることを指します。（適用する限度額は、下表をご参照ください。）

判定方法のイメージ



≤

	非課税相当限度額 (収入額ベース)	非課税相当限度額 (所得額ベース)
単身又は扶養親族がいない場合	93.0万円	38.0万円
配偶者・扶養親族（計1名）を扶養している場合	137.8万円	82.8万円
配偶者・扶養親族（計2名）を扶養している場合	168.0万円	110.8万円
配偶者・扶養親族（計3名）を扶養している場合	209.7万円	138.8万円
配偶者・扶養親族（計4名）を扶養している場合	249.7万円	166.8万円
障害者、未成年者、寡婦、ひとり親の場合	204.3万円	135.0万円

※所得は、令和3年分の源泉徴収票または年収換算から給与所得控除額、経費等を減額して算出します。

※世帯人数は、申請者本人、同一世帯配偶者および扶養親族の合計人数です。

※障害者、寡婦、ひとり親、未成年の場合に該当する世帯は、扶養者が2名以上扶養している場合は、上側の表を適用します。

- 給付金を受け取るには、**申請が必要**です。
- 申請書に必要事項を記入して、添付書類と一緒に役場の担当窓口へ、直接または郵送でご提出ください。【送付先】〒355-0192 吉見町大字下細谷4 1 1 番地 吉見町役場 長寿福祉課 福祉係 宛



新型コロナウイルス感染症の影響ではない収入減少により給付を申請した場合、不正受給（詐欺罪）に問われる場合があります。

例) 事業活動に季節性があるケースにおける繁忙期や農産物の出荷時期など、通常収入を得られる時期以外を対象月として給付申請した場合など



住民税非課税世帯等に対する臨時特例給付金の

「振り込め詐欺」や「個人情報の詐取」にご注意ください！



自宅や職場などに都道府県・市区町村や国(の職員)などをかたる不審な電話や郵便があった場合は、お住まいの市区町村や最寄りの警察署か警察相談専用電話(#9110)にご連絡ください。

お問い合わせ

内閣府住民税非課税世帯等に対する
臨時特別給付金コールセンター



0120-526-145

受付時間 9:00~20:00（12/29~1/3を除く）

吉見町役場 長寿福祉課 福祉係

「住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金」窓口



0493-63-5012

受付時間 平日8:30~17:00



町ホーム
ページ
QRコード